

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

令和6年8月1日改定

当施設は介護保険の指定を受けています。

(大阪府指定：2774200444)

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。ただし要介護1又は2の方で施設以外での生活が著しく困難である等の特例入所の要件に該当する場合は特例入所が認められます。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	8
7. 残置物引取人	9
8. 事故発生時の対応について	9
9. 非常災害対策について	9
10. 高齢者虐待防止について	9
11. 身体拘束の廃止	10
12. 苦情の受付について	10

社会福祉法人 けいとくかい 慶徳会

特別養護老人ホーム じょうせい さと 常清の里

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 慶徳会
(2) 法人所在地 〒567-0035 大阪府茨木市見付山1丁目3番29号
(3) 電話番号 072-665-5165
(4) F A X 番号 072-665-5166
(5) 代表者氏名 理事長 山田 健一郎
(6) 設立年月 昭和27年 5月22日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
(2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令化に従い利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として利用者に日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要としかつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 常清の里
(4) 施設の所在地 〒567-0059 大阪府茨木清水1丁目28番22号
(5) 電話番号 072-641-3151
(6) F A X 番号 072-641-3393
(7) 施設長（管理者）氏名 船 本 里 治
(8) 当施設の運営方針
・施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにする。
・施設利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
・施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健、医療及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
(9) 開設年月 平成 9年 4月 1日
(10) 入所定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	23室	従来型個室：1,231円／日
3人部屋	1室	多床室：915円／日
4人部屋	11室	多床室：915円／日
静養室	1室	
合計	36室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	一般浴・機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	現 員	基準人員
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	21名以上	21名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	4名以上	3名
5. 介護支援専門員	1名以上	1名
6. 医師（嘱託）	（嘱託）2名以上	1名
7. 管理栄養士	1名以上	1名
8. 機能訓練指導員	1名以上	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	火曜日 10:00～12:00 水曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:30～ 9:00 5名 午前： 9:00～11:00 6名 日中：11:00～16:30 9名 夕方：16:30～18:00 8名 夜間：18:00～20:00 5名 深夜：20:00～ 7:30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 9:00～18:00 2名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割または8割（介護保険負担割合証に記載）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食費は別途をいただきます。）

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂等にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 8：00～ 9：00

昼食： 12：00～13：00

夕食： 18：00～19：00

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金>

別記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更を行う日の1ヵ月前までに利用者又はその家族に対し文書で説明し、同意を得た上で変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

☆ご利用者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。

(日額)

2 サービス利用料金	10,011 円	
② 介護保険から給付される金額	(9割)9,009 円	(8割)8,008 円
③ 居室に係る自己負担額 (多床室・従来型個室)	多床室 915 円	個室 1,231 円
④ 自己負担額 (①-②) + ③	多床室 1,917 円 / 2,918 円	個室 2,233 円 / 3,234 円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供に要する費用 (食材料費・調理費)

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額 (1日当たり) のご負担になります。

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	1,445円/日

②居住に要する費用 (光熱水費及び室料)

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、ご利用者には光熱水費相当額及び室料相当額 (建物設備等の減価償却費等) をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額 (1日当たり) のご負担となります。

区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
従来型個室	380円/日	480円/日	880円/日	1,231円/日
多床室	0円/日	430円/日	430円/日	915円/日

※ 平成17年10月1日以後、従来型個室を利用する方で、次のいずれかに該当する場合は多床室の利用料金として扱うことができます。

- ①感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した方
- ②著しい精神状態等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した方

③特別な食事 (お酒等を含みます。)

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：実費 (別途：消費税を要します。)

④理髪サービス

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費/回（出張理容師に直接支払います。）

⑤貴重品の管理

原則、ご家族での管理となります。ご利用者等のやむを得ない事由によっては貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：利用者が金融機関等に預け入れている預貯金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書、健康保険証、介護保険証、身体障害者手帳等
- 保管管理者：施設長・介護主任・生活相談員
- 出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。
- 利用料金：別表

⑥レクリエーション、クラブ活動、ホーム喫茶

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料費代等の実費をいただくこともあります。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事
1月	新年お祝い会・初詣・新春ゲーム大会
2月	節分
3月	ひなまつり 創立記念日
4月	お花見・花まつり
5月	春の外出、園外バーベキュー
6月	外食
7月	七夕
8月	夏まつり(弁天宗の花火大会を鑑賞)、地藏盆・納涼大会
9月	敬老お祝い会（花束贈呈）、地区敬老会
10月	秋の外出、園外バーベキュー
11月	秋の外出(紅葉狩り等)・秋華祭文化発表会、ふれ愛フェスタ
12月	年忘れ会、餅つき

ii) クラブ活動

生け花、料理、書道、切り絵、園芸等（材料代等の実費をいただくこともあります。）

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

利用料金：別表

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧居室利用料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合は、本来の契約終了日から居室が明け渡された日までの期間に係る料金をいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更を行う日の1ヵ月前までに変更の内容と変更する事由について、ご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|--|
| ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：北おおさか信用金庫 本店 |
| イ. 下記指定口座への振り込み
北おおさか信用金庫 本店営業部 普通口座 0345278
社会福祉法人 慶徳会 理事長 山田 健一郎 |
| ウ. 施設内窓口での現金支払い |

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

・医療機関の名称	茨木みどりヶ丘病院	電話072-622-1515
所在地	茨木市中穂積三丁目2番41号	
診療科	内科 外科 整形外科 眼科 泌尿器科	
・医療機関の名称	谷川記念病院	電話072-622-3833
所在地	茨木市春日一丁目16番59号	
診療科	内科 整形外科 消化器科 脳神経外科	
・医療機関の名称	藍野病院	電話072-627-7611
所在地	茨木市高田町11番18号	
診療科	内科 外科 整形外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 精神科	
・医療機関の名称	東和会いばらき病院	
所在地	茨木市駅前三丁目6番23号	
診療科	内科 整形	電話072-623-0234

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	藤田歯科医院	電話072-625-8208
所在地	茨木市春日2丁目2番3号	

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1及び2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは医師の診断により、3ヵ月以内であっても退院が見込めない場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

・ご利用者が病院等に入院された場合の対応について*

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 7日間以上3ヵ月以内の入院の場合

3ヵ月以内に退院された場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に入所することができます。但し、予定された退院日より早く退院した場合等、当方の受入準備が整っていない時には、併設の短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3ヵ月以内の退院が見込まれない場合

3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 代理人(残置物引取人)

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品等(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、代理人(残置物引取人)を定めていただきます。

当施設は、代理人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は代理人(残置物引取人)にご負担いただきます。

8. 事故発生時の対応について

当施設(事業所)は、ご利用者に対する指定介護老人福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

また、ご利用者に対する指定介護老人福祉サービスの提供による賠償すべき事故が発生した場合は、その責任の範囲において、損害賠償を速やかに行うものとします。

9. 非常災害対策について

当施設では非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出、消火、夜間想定を含め、その他必要な訓練を行っています。

10. 高齢者虐待防止について

当施設では、利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人權意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11. 身体拘束の廃止

1. 当施設（事業所）は、指定介護老人福祉サービスの提供に当っては、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

2. 当施設（事業所）は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

- ① 身体拘束廃止委員会を設置する。
- ② 「経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際のご利用者心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
- ④ ご利用者又はご家族に説明し、その他方法がなかったか改善策を検討する。

12. 苦情の受付について

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当：入居担当主任 眞殿 祐子）

社会福祉法人 慶徳会 特別養護老人ホーム常清の里苦情相談受付係

〒567-0059 茨木市清水1丁目28番22号

TEL072-641-3151 FAX072-641-3393

○受付時間 毎週月曜日～日曜 9：00～17：00

（2）当事業所における苦情の手順

- ① 窓口で受けた苦情については、受付した担当者が苦情処理ノートに「概要・処理結果」を記載し利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況聞き取りのための面接を実施し、事情の確認を行う。
- ② 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
- ③ 相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ④ 上記によっても苦情処理を行えない場合については、本会内の苦情解決委員会の会議を行い決定する。
- ⑤ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
- ⑥ 苦情内容によっては、行政窓口を紹介する。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

茨木市健康医療部 長寿介護課	所在地 〒567-8505 茨木市駅前3丁目8番13号 電話番号 072-620-1639 FAX 072-622-5950 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)
大阪府社会福祉協議会運営 適正化委員会	所在地 〒540-8570 大阪市中央区中寺1丁目1番54号 電話 06-6191-3130 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)
大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府茨木市見付山1丁目3番29号
	法人名	社会福祉法人 慶徳会
	代表者氏名	理事長 山田健一郎 印
	事業所名	特別養護老人ホーム 常清の里
	説明者氏名	眞殿 祐子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者（ご本人）

住所

氏名

印

代理人（連帯保証人）

住所

氏名

印

（利用者との関係）

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階

(2) 建物の延べ床面積 3、857.63㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護事業]平成11年11月15日指定 大阪府 2774200444号 定員20名

[通所介護事業] 平成12年1月31日指定 大阪府 2774200568号 定員25名

[居宅介護支援事業] 平成11年8月17日指定 大阪府 2774200055号

「介護予防支援」 平成20年4月1日指定 大阪府 2704200043号

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名の看護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員、介護職員等が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

管理栄養士…ご利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた配慮を必要とする食事管理および栄養改善上必要な指導等を行います。

栄養ケアマネジメントを適切に行い、入所者ごとの栄養状態の把握を行います。

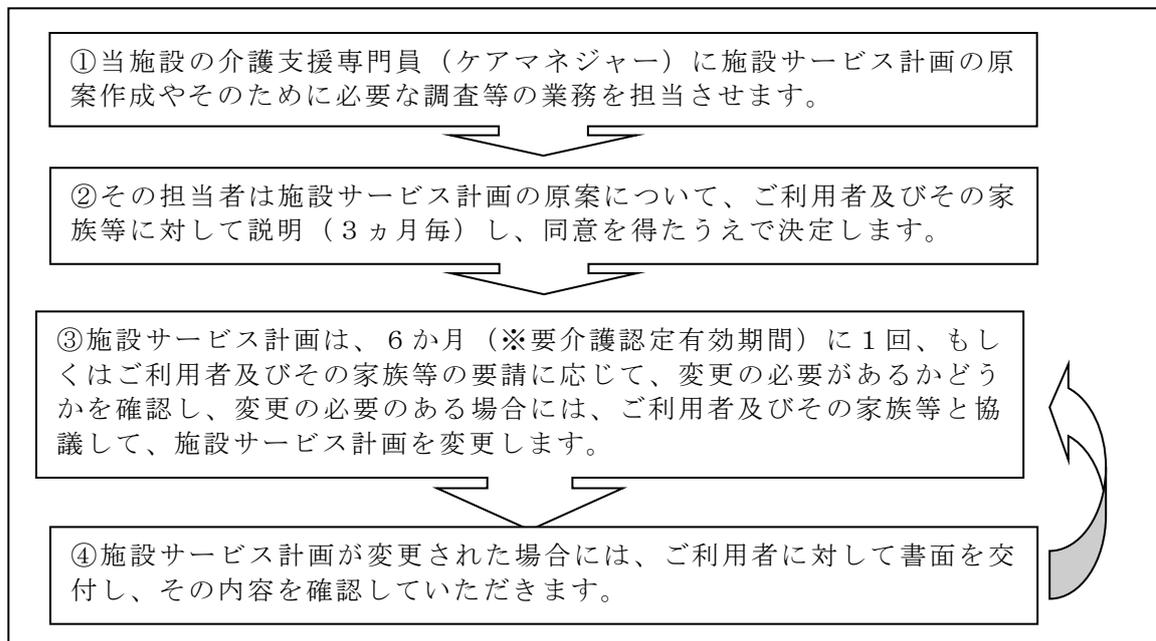
医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の嘱託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

有価証券、貴金属、ペット等日常生活上必要でないもの

(2) 面会

面会時間 10:00～19:30

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、生もの等の食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○居室内で個人的にテレビ使用を希望される場合、テレビ本体はご利用者本人の持ち込みとなります。

○施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○職員に対する心付け等のご遠慮下さい。

(6) 喫煙について

施設内は「禁煙」となっていますので、喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。